宇和島市中小企業者等応援事業費補助金
利用の手引き
平成 29 年度

宇和島市役所

産業経済部商工観光課商工係

電話　０８９５－４９－７０２３

１　趣旨

当補助金は市内経済を支える中小企業者等の取組を支援することで、宇和島市の産業活性化を狙いとして交付するものです。

２　補助対象者

（１）市内の中小企業者

中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。

① 市内に住所及び事業所を有する個人

② 市内に主たる事業所を有する会社

中小企業者（中小企業基本法第２条第１項より）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

ただし、次のアからウのいずれかに該当する者は、中小企業者から除く。

ア．発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業者が所有している者

イ．発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業者が所有している者

ウ．大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている者

（２）　組合等

① 企業組合

② 協業組合

③ 事業協同組合

④ 事業協同小組合

⑤ 農事組合法人

⑥ 有限責任事業組合

⑦ 地域産業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体で、定款等から市長が適当と認める団体

（３）起業者

当該創業の前に事業を営んでいなかった個人によって設立された中小企業者（個人事業含む。）であって、当該創業にあたり、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第１１４条第２項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第２条第２５項に規定する特定創業支援事業による支援を受け証明書を交付された者

（注）以下に該当する方は、補助対象者となりません。

① 同一の事業に対して、市から他の補助金の交付を受けている者

② 市税を滞納している者

③ 中小企業者又は組合等にあっては、市内で同一の事業を営み始めて1年に満たない者。

④ 公序良俗に反する事業を行う者

⑤ 前項に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者

補助内容

（１）人材育成事業

補助対象事業	（１）公的団体や研究機関等が実施する職業技能に関する研修の受講、試験又は検定等の受験 （２）従業員等を対象とした（１）に規定する団体等から派遣される者が講師を務める職業技能に関する研修の開催
対象事業者	中小企業者又は組合等

補助率	２分の１
対象経費	（１）旅費、受講料、検定料 （２）旅費、謝金（講師料）、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、広告宣伝費、委託料
補助金の上限額	２０万円

○資格の更新は除きます。
○対象となる公的団体や研修機関等および試験または検定等の例は別紙のとおり。なお、例に記載のない場合でも対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。
○上限額２０万円に達するまでなら同一年度内に何回も申請可能です。

（２）販路開拓事業

補助対象事業	宇和島市外での見本市、展示会及び商談会（主として販売を目的とするものを除く。）への出展並びに開催　＜海外も含む＞
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	旅費、出展料、賃借料（会場使用料、物品賃借料）、送料、委託料、広告宣伝費
補助金の上限額	５０万円

（３）産業財産権取得事業

補助対象事業	特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の国内出願及び外国出願
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	出願料、委託料（弁理士費用、外国出願における現地代理人等に支払う経費、図面等作成費、翻訳料）、謝金
補助金の上限額	５０万円

○一つの案件に対して複数回、補助金の交付申請はできません。
○結果として、取得に至らなかった場合でも補助金返還の必要はありません。

（４）デザイン企画製作事業

補助対象事業	新たなパッケージデザイン及びブランドデザインの企画及び製造
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	謝金、原材料費、試作費、委託料、印刷製本費
補助金の上限額	５０万円

（５）ネットショップ事業

補助対象事業	（１）ウェブサイト上で商品、サービスの販売又は予約機能を有する自社ウェブサイトの新規開設及び改良及び既存自社ウェブサイトへの同機能の追加 （２）ウェブサイト上で商品、サービスの販売又は予約機能を有する他者ウェブサイトへの出店
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	委託料（ウェブサイト製作費及び改良費、検索エンジン最適化対策費)、ドメイン取得費、ネットショッピングモール初期登録費、ネットショッピングモール月額利用料（利用開始月を含む最大６か月分。ただし、平成３０年３月３１日までに支払った経費に限る。）
補助金の上限額	５０万円

○ネットショッピングモールの販売手数料は、補助対象経費とはなりません。

（６）大学新卒者人材確保事業

補助対象事業	主として大学又は大学院の新卒者を採用する目的で行う宣伝及び求人サイトへの登録並びに就職説明会の開催
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	広告宣伝費、求人サイト掲載料（平成３０年３月３１日までに支払った経費に限る)、賃借料（会場使用料、物品賃借料）

補助金の上限額	５０万円

〇結果として、採用に至らなかった場合でも補助金返還の必要はありません。

（７）プロフェッショナル人材確保事業

補助対象事業	愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点を利用した市外に居住するプロフェッショナル人材の市内事業所への受入れ
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	給与及び社会保険料（就業を開始した月を含む最大６か月分。ただし、平成３０年３月３１日までに支払った経費に限る。）、登録人材紹介会社に支払う人材紹介手数料
補助金の上限額	１５０万円

〇雇用者が早期に離職するなどし、登録人材紹介会社から人材紹介手数料の返金があった場合は、補助金を返還していただく場合があります。

（８）新規創業事業

補助対象事業	（１）宇和島市内での店舗又は事業所の開設 （２）宇和島市内に主たる事業所を置く法人の設立
対象事業者	当該創業の前に事業を営んでいなかった個人によって設立された中小企業者（個人事業含む。）であって、当該創業にあたり、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第１１４条第２項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第２条第２５項に規定する特定創業支援事業による支援を受け証明書を交付された者
補助率	２分の１
対象経費	備品費、工事費・修繕料・インターネット開設費・不動産取引手数料（店舗・事業所にかかるものに限る。）
補助金の上限額	５０万円

〇過去に「新規創業事業」の補助金を交付されてから１０年に満たない者は、対象事業者となりません。

○対象事業者本人又は三親等以内の親族が所有する店舗又は事業所に係る工事費、修繕料、インターネット開設費及び不動産取引手数料は、対象経費となりません。

○住居を兼ねる店舗及び事業所の場合、住居部分に係る工事費、修繕料及びインターネット開設費は、対象経費となりません。

○創業しても、事業を営んでいる実態がないと市が判断した場合は、対象事業者となりません。

（９）新展開事業

補助対象事業	新技術、新製品及び新サービスの研究開発並びに試作品の製作
対象事業者	中小企業者又は組合等（ただし、「日本標準産業分類」における大分類Ｅ－製造業に該当する者に限る。）
補助率	２分の１
対象経費	原材料費、備品費、外注費、委託料、試作費、謝金（技術指導費）、旅費
補助金の上限額	１００万円

○審査会で採択された案件のみ補助金を交付します。

○補助金額が２０万円を超えるものに限ります。

○「日本標準産業分類」における大分類Ｅ－製造業に該当するか否かは当市が判断いたします。

（１０）特産品開発事業

補助対象事業	宇和島市の地域資源や特性を活かした特産品の開発、製造及び改良※
対象事業者	中小企業者又は組合等
補助率	２分の１
対象経費	原材料費、備品費、外注費、委託料、試作費、謝金（技術指導費）、旅費
補助金の上限額	１００万円

○審査会で採択された案件のみ補助金を交付します。

○補助金額が２０万円を超えるものに限ります。

〇愛媛県の地域産業資源に指定されている宇和島市の地域資源や、宇和島市ならではの特性を活用すること。

愛媛県の地域産業資源に指定されている「地域資源」（宇和島市）
＜平成２８年１２月改訂＞

農林水産物		
みかん類	梅	柚子
桃	ブルーベリー	水稲
大豆	イチゴ	蓮根
豚	地鶏	蜂蜜
檜	真鯛	ブリ
アジ	サバ	ヒラメ
シラス	フグ	タチウオ
イワシ	キビナゴ	クロマグロ
マハタ	クエ	イシガキダイ
エビ	真珠	アコヤ貝
ヒオウギ貝	天草（てんぐさ）	ホンダワラ
トサカノリ	ヒジキ	アマゴ（アメノウオ）

鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術		
水産練製品	伊予さつま	鯛めし
麦味噌	清酒	焼酎
地ビール	真珠製品	どぶろく

文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源		
四国八十八箇所霊場と遍路道	宇和島城	滑床渓谷
遊子水荷浦の段畑	闘牛	牛鬼
足摺宇和海国立公園	南楽園	木屋旅館

〇以下の場合は補助対象事業となりません。

・宇和島市の地域資源や特性が全く使われていない物。
・他の模倣品。
・販売を目的としていない物。
・公序良俗に反する物。

注）

新規創業者が申請できるのは（８）の事業のみです。

手続き

（１）人材育成事業～（７）プロフェッショナル人材確保事業

以下の手順に沿って手続きを行って下さい。

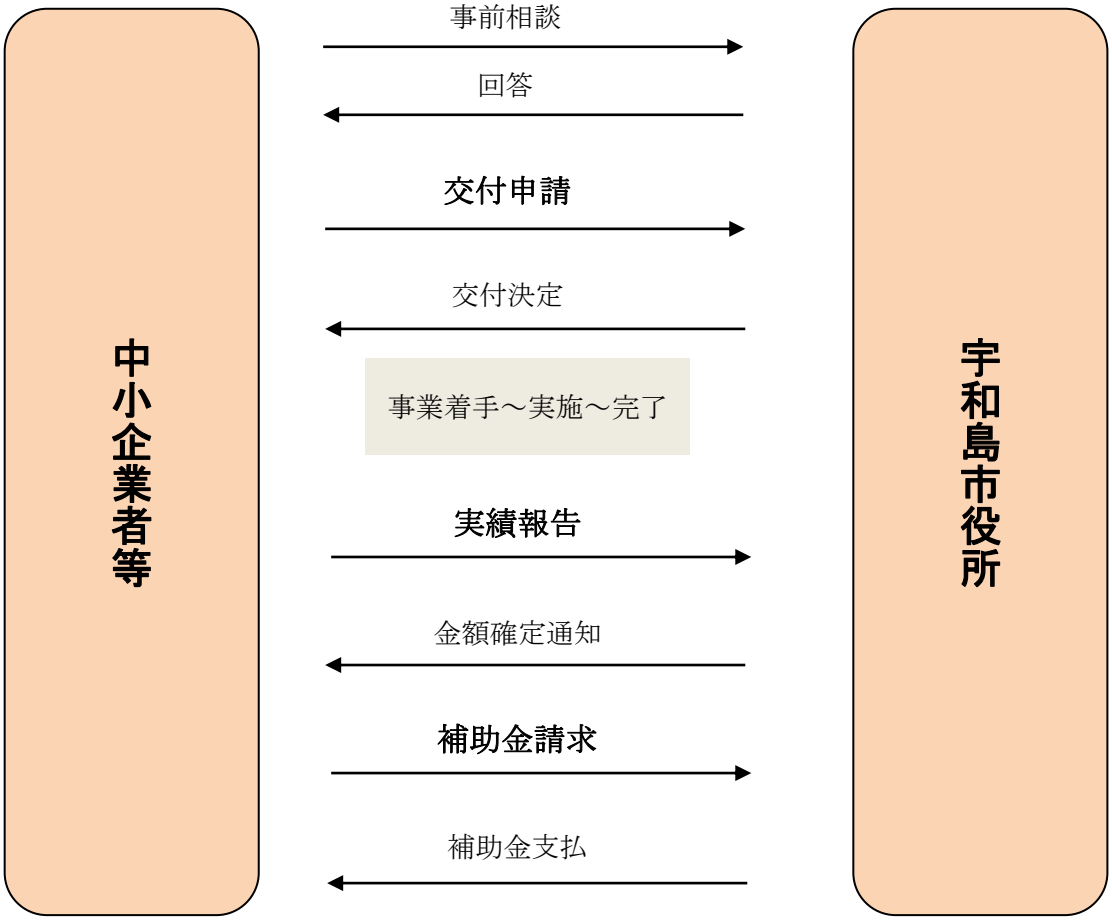

（８）新規創業事業

以下の手順に沿って手続きを行って下さい。

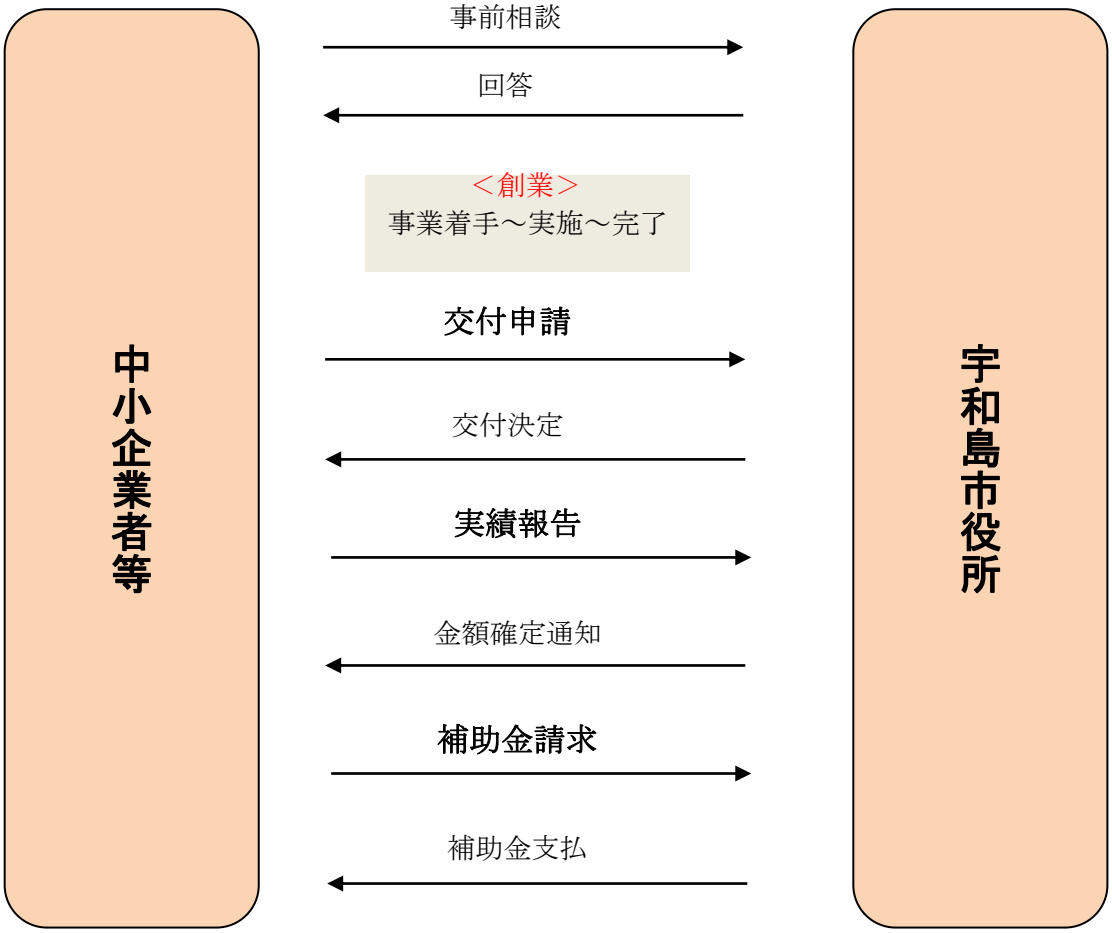

（９）新展開事業、（１０）特産品開発事業

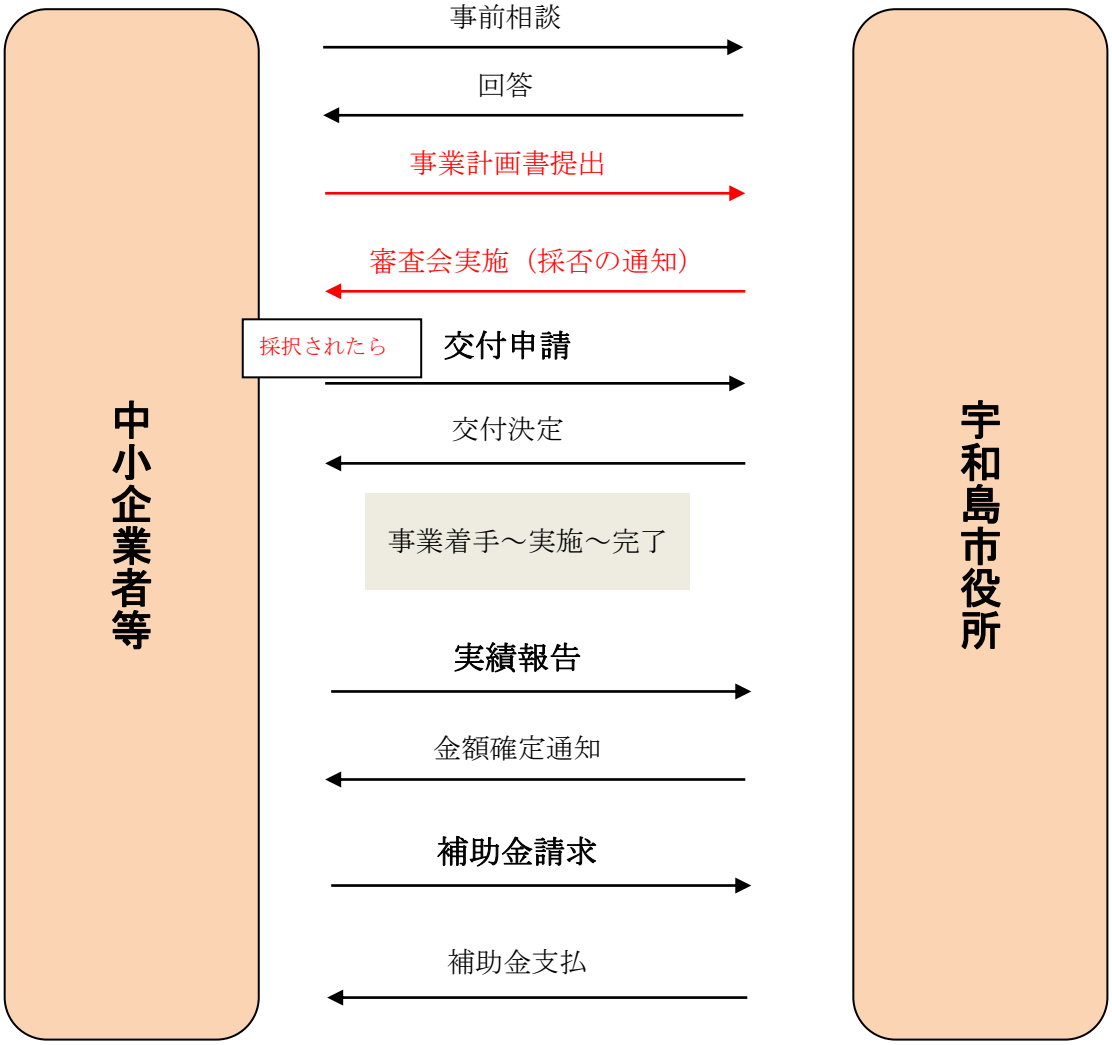

交付申請手続

（１）（１）～（８）
受付期間　平成２９年５月１日（月）～随時

（２）（９）、（１０）
受付期間　＜１回目＞　平成２９年　６月１日（木）～　７月３１日（月）
　　＜２回目＞　平成２９年　９月１日（金）～　９月２９日（金）

ただし、予算の執行状況により、年度途中で受付を終了する場合があります。

（３）提出書類（市ＨＰより様式をダウンロードしてください）
①申請書
②事業計画書
③収支予算書
④補助対象経費に係る見積書の写し
⑤その他市長が必要と認める書類（各事業により異なります）

実績報告手続

（１）受付期間
補助事業完了後３０日以内または年度末日（平成３０年３月３１日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
（２）提出書類（市ＨＰより様式をダウンロードしてください）
①実績報告書
②成果報告書
③収支決算書
④補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの（領収書、請求書、明細書等）
⑤事業実施を記録した写真
⑥その他市長が必要と認める書類（各事業により異なります）

補助金請求手続

（１）受付期間
市が補助金額確定通知書をお送りいたします。到着後速やかに請求書を提出してください。
（２）提出書類（市ＨＰより様式をダウンロードしてください）
①請求書（市の様式のもの）

提出先及び提出方法

①提出先
宇和島市役所商工観光課商工係
〒７９８－８６０１　宇和島市曙町１番地　本庁７階

②提出方法

持参又は郵送

手続き（その他）

その他、場合によっては、以下の手続きが必要となります。

補助事業内容及び経費変更

交付決定後、交付申請書に記載していた内容や経費を変更しようとする場合は、必ず市に連絡し、事前にご相談ください。場合により、変更承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になります。

中止、廃止等

補助事業が予定どおりの期間内に完了しない場合や遂行することが困難になった場合は、必ず市に連絡し、ご相談ください。場合により、中止（廃止）承認申請書を提出いただく等の手続きが必要になります。

注意点

回数制限

各補助事業の同一年度における交付申請は同一申請者につき１回限りです。ただし、人材育成事業については、限度額内であれば複数回の申請が可能です。

補助事業の着手時期

補助事業は交付決定日以降に着手するようにして下さい。

財産（備品）の処分及び管理

財産（備品）を取得した年度の終了後５年以内に、財産（備品）を処分しようとするときはあらかじめ市長の承認を得る必要があります。

また、財産（備品）の処分により収入があったときは、補助金の全部又は一部を返還し

ていただく場合があります。

交付実績公表

市は補助金の交付先、内容等を公表することがありますので、事前にご承知置き下さい。

経理関係書類の保存

事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保存しなければなりません。

よくある質問と回答

申請関係

Q.社会福祉法人、福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、宗教法人は補助対象者となりえますか。
A.上記の法人は補助対象者となりません。

Q.必ず事前相談は必要ですか。事前相談なしに申請を行っても補助対象となりますか。
A.申請前に必ず事前相談を行ってください。事前相談なしに申請をいただいた場合、補助対象とならない可能性があります。

Q.交付決定後に事業に着手しなければなりませんが、交付決定前にしてもよいことはありますか。
A.見積徴収、仮予約、相手方との調整、書類準備、事前リサーチ等は交付決定前に行ってけっこうです。
なお、発注、契約、購入、製作、催しの実施等は交付決定後に行って頂かなければなりません。

Q.同じ事業に対して国や県、民間団体から補助金を受ける予定ですが、市の補助金は交付されますか。
A.他の補助金、助成金等との併給はできません。

Q.事業計画書に記載する「常時使用する従業員」の定義を教えて下さい。

A.中小企業庁のホームページを参照して下さい。
http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3

Q.実績報告書に補助対象経費に係る支払及び内訳を証するもの（領収書、請求書、明細書等）を添付することとなっていますが、口座振り込みで領収書が発行されていない場合はどうすればよいですか。
A.振込を証するもの（金融機関押印済の振込伝票等）があれば領収書に代えることができます。

Q.振込手数料は補助対象経費となりますか。
A.なりません。

Q.備品費が補助対象経費となっている場合、どのような備品が対象となりますか。
A.「新規創業事業」、「新展開事業」、「特産品開発事業」は備品費が補助対象経費となります。このうち、「新展開事業」、「特産品開発事業」については、その事業を実施するにあたり真に必要な備品に限ります。例えば、パソコンや自動車のように他の用途にも使える汎用性の高い備品は対象となりません。
　「新規創業事業」は創業するにあたり必要な備品とし、上記のような汎用性のある備品も補助対象となります。ただし、私用にも使ったりすることはできませんので注意してください。

Q.経費を手形や小切手等で支払った場合や他の取引とあわせて支払った場合は、補助対象経費として認められますか。
A.認められません。

Q.市に補助金を請求する際の請求書は任意の様式でもかまいませんか。
A.市指定の様式がありますので、そちらで請求して下さい。

個別事業関係

（人材育成事業）
Q.人材育成事業において、どんな講習会、研修、試験、検定が補助対象となりますか。
A.従事者の職業技能向上につながるものでなければなりません。補助対象となるかどうかは必ず事前に市に確認してください。

Q.人材育成事業において、広く一般の市民を対象とした講習会や研修も補助対象となりま

すか。
A.対象となりません。

Q.人材育成事業において、従業人個人が費用を負担して研修や試験または検定等を受ける場合は補助対象となりますか。
A.対象となりません。事業者が費用を負担する場合が対象となります。

（販路開拓事業）
Q.販路開拓事業において、市外の施設等で試験販売を行うのは補助対象となりますか。
A.主として販売を目的とする場合は対象となりません。

（ネットショップ事業）
Q.ネットショップを新規開設しても、ほとんど売り上げが上がらなかったら補助金は返還しなければなりませんか。
A.補助金を返還する必要はありません。ただし、ネットショップ事業を営んでいる実態がないと市が判断した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

（大学新卒者人材確保事業）
Q.大学新卒者人材確保事業において、大学新卒者に加えて高校新卒者も採用したいと考えていますが、その際にかかった宣伝費用は補助対象となりますか。
A.主として大学新卒者の採用を目的として宣伝を行い、付随的にそれ以外の者も採用する場合は対象となります。

（プロフェッショナル人材確保事業）
Q.プロフェッショナル人材確保事業において、愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用せずに人材を採用した場合は補助対象となりますか。
A.愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用しない場合は補助対象となりません。

Q.プロフェッショナル人材確保事業において、プロフェッショナル人材の定義を教えて下さい。
A.愛媛県プロフェッショナル人材戦略拠点が認めた人材をプロフェッショナル人材とします。

（新規創業事業）
Q.新規創業事業において、起業日が前年度以前の場合は補助対象となりますか。
A.対象となりません。当該年度内の起業が対象となります。

Q.新規創業事業において、当該年度より前に支払った経費は補助対象となりますか。
A.対象となりません。当該年度内に支払った経費が補助対象経費となります。

Q.新規創業事業において、宇和島市内での店舗又は事業所の開設若しくは宇和島市内に主たる事業所を置く法人設立はどのように確認するのですか。
A.現地確認及び個人事業主の場合は、「個人事業の開業届出書」、会社の場合は、「法人設立届出書」をもって確認します。

Q.新規創業事業の要件である、特定創業支援事業による支援を受けるにはどうすればよいのですか。
A.市および関係機関（商工会議所、金融機関等）が支援を実施しております。まずは市にお問い合わせください。

Q.新規創業事業の要件である、特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書は宇和島市以外の自治体の証明でもよいでしょうか。
A.他の自治体の証明書でもかまいません。

Q.新規創業事業において、第二創業の場合も補助金対象となりますか。
A.対象となりません。

Q.新規創業事業はいつ交付申請を提出すればよいですか。
A.創業後に提出してください。

Q.新規創業事業は創業する前に補助金が交付されるのですか。
A.補助金が交付されるのは創業後です。

（新展開事業・特産品開発事業）
Q.新展開事業と特産品開発事業については審査会を受けなければなりませんが、どんな審査を受けるのですか。
A.事業計画書を基に、市が審査いたします。事業の先進性、独創性、有効性、将来的な展望等を考慮して採否を決定致します。

人材育成事業

＜対象団体および研究機関等の例＞

※こちらの例にない団体でも対象となる場合があります。お問い合わせください。

国及び関係機関	都道府県及び関係機関	市町村及び関係機関
商工会議所	商工会	中小企業団体中央会

あ行	公益財団法人安全衛生技術試験協会
	特定非営利活動法人インターネットスキル認定普及協会
	公益財団法人運行管理者試験センター
	愛媛県職業能力開発協会
	一般社団法人愛媛県食品衛生協会
か行	一般財団法人行政書士試験研究センター
	一般社団法人金融財政事情研究会
	公益財団法人原子力安全技術センター
	一般財団法人建設業振興基金
	公益財団法人建築技術教育普及センター
	高圧ガス保安協会
	公益社団法人全国火薬類保安協会
	公益社団法人調理師技術技能センター
	公益社団法人におい・かおり環境協会
	公益社団法人日本栄養士会
	公益社団法人日本技術協会
	公益社団法人日本歯科技工士会
	公益社団法人日本視能訓練士協会
	公認会計士・監査審査会
	独立行政法人国際観光振興機構
さ行	一般社団法人産業環境管理協会
	一般財団法人歯科医療振興財団
	公益財団法人社会福祉振興・試験センター
	一般財団法人消防試験研究センター
	独立行政法人情報処理推進機構

さ行	税関
	一般社団法人全国警備協会
	公益財団法人全国火薬類保安協会
	一般財団法人全国建設研修センター
	全国自動ドア協会
	全国社会保険労務士会連合会試験センター
	一般社団法人全国保育士養成協議会
た行	中央職業能力開発協会
	中央労働災害防止協会
	一般社団法人中小企業診断協会
	公益財団法人テクノエイド協会
	一般財団法人電気技術者センター
な行	一般社団法人日本インドア・グリーン協会
	公益財団法人日本栄養士会
	日本貸金業協会
	一般財団法人日本ガス機器検査協会
	一般財団法人日本環境衛生センター
	公益財団法人日本環境整備教育センター
	一般財団法人日本気象予報士会
	公益財団法人日本建築衛生管理教育センター
	一般社団法人日本言語聴覚士協会
	一般社団法人日本建設機械施行協会
	一般財団法人日本建築・昇降機センター
	公益財団法人日本作業環境測定協会
	一般社団法人日本作業療法士協会

な行	一般財団法人日本産業技能教習協会
	一般財団法人日本消防設備安全センター
	一般財団法人日本造園建設業協会
	一般財団法人日本データ通信協会
	一般社団法人日本鳶工業連合会
	一般社団法人日本ピアノ調律師協会
	一般社団法人日本ボイラ協会
	一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会
	日本水先人会連合会
	公益財団法人日本無線協会
	一般社団法人日本旅行業協会
	一般財団法人日本臨床衛生検査技師会
	公益財団法人日本臨床工学技士会
	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
は行	一般財団法人不動産適正取引推進機構
ら行	公益財団法人理容師美容師試験研修センター
	一般財団法人労働安全衛生管理協会

＜職業技能に関する試験及び検定等の例＞

・職業技能に関する国家資格
・職業技能に関する民間資格で市が認めたもの。

※こちらの例にない国家資格でも対象となる場合があります。また、民間資格については例示しておりません。対象となるかどうかお問い合わせください。

（職業技能に関する国家資格例）

あ行	足場の組立て等作業主任者	か行	貸金業務取扱主任者
	アプリケーションエンジニア		菓子製造技能士
	アマチュア無線技士		ガス主任技術者
	あん摩マッサージ指圧師		型枠支保工の組立て等作業主任者
	一般計量士		火薬類（製造・取扱）保安責任者
	移動式クレーン運転士		環境計量士（濃度関係／騒音・振動関係）
	ウェブデザイン技能検定		管工事施工管理技士
	運行管理者		看護師
	運行管理者（航空機）		乾燥設備作業主任者
	衛生管理者		ガンマ線透過写真撮影作業主任者
	衛生工学衛生管理者		管理栄養士
	栄養士		管理業務主任者
	液化石油ガス整備士		機関当直３級海技士（機関）
	エックス線作業主任者		危険物取扱者
	園芸装飾技能士		義肢装具士
	エンベデッドシステムスペシャリスト		技術士（補）
	応用情報技術者		気象予報士
か行	海技士（機関）		基本情報技術者
	海技士（航海）		救急救命士
	海技士（通信・電子通信）		きゅう師
	介護福祉士		救命艇手
	海事代理士		行政書士
	海上特殊無線技士		金融窓口サービス技能士
	海上無線通信士		クリーニング師
	学芸員（補）		クレーン運転士

か行	警備業務検定（警備士検定）	さ行	システム監査技術者
	言語聴覚士		自動車運転者
	原子炉主任技術者		自動車検査員
	建設機械施工技士		自動車整備士
	建築士		自動車の整備管理者
	建築施工管理技士		自動ドア施工技能士
	建築設備検査資格者		視能訓練士
	建築物環境衛生管理技術者		司法試験
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者		司法書士
	高圧ガス移動監視者		社会福祉士
	高圧ガス製造保安責任者		社会保険労務士
	高圧ガス販売主任者		車両系建設機械運転技能者
	高圧室内作業主任者		獣医師
	公害防止管理者		臭気判定士
	航空運航整備士		柔道整復師
	航航空機関士空管制官		浄化槽管理士
	航空工場検査員		浄化槽整備士
	航空工場整備士		上級システムアドミニストレータ
	航空整備士		昇降機検査資格者
	広告美術仕上げ技能士		商品装飾展示技能士
	公認会計士		情報処理安全確保支援士
	公認心理師		情報セキュリティーアドミニストレータ
	小型船舶操縦士		情報セキュリティスペシャリスト
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者		消防設備士
	コンクリート破砕器作業主任者		消防設備点検資格者
さ行	作業環境測定士		食品衛生管理者
	作業療法士		食品衛生責任者
	酸素欠乏危険作業主任者		助産師
	歯科衛生士		ショベルローダ等運転技能者
	歯科技工士		飼料製造管理者
	自家用操縦士（滑空機・飛行船）		診療放射線技師
	自家用操縦士（飛行機・回転翼）		製菓衛生師
	事業用操縦士（飛行機・回転翼）		精神保健福祉士
	司書（補）		税理士
	システムアーキテクト試験		潜水士

さ行	船内荷役作業主任者	な行	ネットワークスペシャリスト試験
	船舶に乗り組む衛生管理者	は行	廃棄物処理施設技術管理者
	船橋当直３級海技士（航海）		はり師
	造園技能士		パン製造技能士
	造園施工管理技士		ピアノ調律技能士
	総合無線通信士		美容師
	測量士		ファイナンシャル・プランニング技能士
	測量士補		フォークリフト運転技能者
	宅地建物取引主任者（宅建）		普通第１種圧力容器取扱作業主任者
た行	玉掛技能者		不動産鑑定士
	中小企業診断士		船橋当直３級海技士（機関）
	調理技術審査／調理技能検定		フラワー装飾技能士
	調理師		プロジェクトマネージャ
	通関士		弁理士
	通訳案内業		保育士
	定期運送用操縦士（飛行機・回転翼）		ボイラー技士
	データベーススペシャリスト		ボイラー据付工事作業主任者
	テクニカルイラストレーション技能士		ボイラー整備士
	テクニカルエンジニア（システム管理）		ボイラー取扱者
	テクニカルエンジニア（データベース）		ボイラー溶接士
	デリック運転士		放射線取扱主任者
	電気工事士		保健師
	電気工事施工管理技士	ま行	水先人
	電気主任技術者		木材加工用機会作業主任者
	電気通信主任技術者		木材建築物の組立て等作業主任者
	電検３種試験	や行	薬剤師
	登録販売者（一般医薬品）		有機溶剤作業主任者
	特定化学物質等作業主任者		揚貨装置運転士
	特定高圧ガス取扱主任者	ら行	理学療法士
	土地改良換地士		陸上特殊無線技術士
	土地家屋調査士		陸上無線技術士
	土地区画整理士技術検定		理容師
	土止め支保工作業主任者		旅行業務主任者／旅行業務取扱管理者
	土木施工管理技士		林業架線作業主任者
な行	内燃機関海技士		臨床検査技師

ら行	臨床工学技士試験
	レストランサービス技能士
	労働安全コンサルタント
	労働衛生コンサルタント

【問合先】

宇和島市役所商工観光課商工係

〒７９８－８６０１
宇和島市曙町１番地

電　話　０８９５－４９－７０２３
ＦＡＸ　０８９５－２５－４９０７
メール　shoko2@city.uwajima.lg.jp